

大磯町監査公表第7号

監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により令和8年5月8日付けで提出された大磯町職員措置請求について、同条第5項の規定により監査を行った結果を次のとおり公表する。

令和8年7月3日

大磯町監査委員 脇 國 廣

同 橋 本 秀 彦

第1 請求人

(略)

第2 請求の内容

請求人から令和8年5月8日に提出された大磯町職員措置請求書及びその事実証明書は、以下のとおり（一部修正を加えた部分を除き、原文のとおり記載）。

大磯町職員措置請求書及び事実証明書

大磯町長に関する措置請求及び事実証明の要旨

大磯町職員措置請求書

1 請求の要旨

請求の対象は大磯町長であり、対象となる財務会計行為は、大磯町が令和7、8年度に支出及び支出予定の自治会推進事業及び地域会館等維持管理事業の地区運営費交付金(祭りなど地域の事業に対する交付金)等2,634万3千円である。

よって、本請求は当該支出の適法性及び妥当性について監査を求め、必要な是正措置を講ずることを求めるものである。(事実証明書「3 求める措置」のとおり)

事実証明書

1 請求の趣旨

大磯町が令和7、8年度に支出及び支出予定の自治会推進事業及び地域会館等維持管理事業の地区運営費交付金(祭りなど地域の事業に対する交付金)等2,634万3千円について、当該支出が地方自治法第242条第1項に規定する違法又は不当と評価され得ることから、監査を求め、必要な措置を講ずることを求める。本請求は、地区運営交付金等の支出行為の適法性・妥当性を問題とするものであり、その他の制度運用の是正を直接の目的とするものではない。

2 請求の理由

(1) 対象となる財務会計行為

大磯町は、令和7、8年度に自治会推進事業及び地域会館等維持管理事業の地区運営費交付金(祭りなど地域の事業に対する交付金)等2,634万3千円を支出及び支出予定している。当該支出は、自治会活動を支える公金支出であり、地方自治法第242条第1項に規定する監査対象となる財務会計行為に該当する。

(2) 公金支出の前提となる事実関係

家庭ごみの収集は町が実施する行政サービスである一方、ごみ集積所の維持管理は地域住民に委ねられている。

大磯町美化センター所長の回答によれば、町内会未加入者の集積所利用について明確なルールは設けられておらず、利用者間の話し合いにより対応するものとされている。

その結果、町内会未加入者がごみ集積所を利用するに当たり、清掃参加や費用負担等が求められる場合があり、集積所利用条件等について、町内会又は集積所利用者の運用判断に依存する状況が生じている。

(3) 問題点(制度的整合性に関する疑義)

以下は本件交付金の公益性及び適正性を判断するための背景事情である。

自治会は任意団体であり、その加入・未加入は自由であるとされている。

しかしながら、前記のとおり、行政サービスの利用が地域住民又は任意団体の運用に依存する状況が存在する場合、未加入者に対し実質的な不利益が生じ得る構造となっている。

さらに、地域活動の中には宗教行事が含まれている実態がある。■■■■(約1,200世帯)は■■■■の氏子地区である。宗教法人■■■■規則第37条において、氏子とは「崇敬意思を有し、神社維持の義務を負い、名簿に登録された者」と定義されており、任意加入の宗教的構成員である。

一方で、地域においては、区長の関与の下で神社役員が選出され、神社の祭礼行事や維持管理に要する費用について、町内会を通じて地区単位で住民に負担が求められている実態がある。その結果、宗教法人規則上は任意とされる氏子制度であるにもかかわらず、地域住民であることを理由として費用負担や役割が割り当てられるなど、任意加入原則との関係において、実質的な参加圧力が生じ得る。

このように、宗教法人規則上は、氏子は任意加入の宗教的構成員とされている一方で、実際の地域運用においては、神社の祭礼行事や維持管理に要する費用が町内会を通じて地区住民に負担されるなど、居住者であることを前提とした取扱いがなされている。その結果、任意加入を前提とする制度にもかかわらず、地域住民であることを理由として費用負担が求められる構造が生じている。このような場合には、当該支出の公益性及び任意性の前提について検証が必要となる。

特に、任意団体である町内会費及び公金が、宗教的活動を含む地域運営に支出されている場合には、当該支出が住民個々の自由意思に基づくものといえるか、また、当該活動に参加しない住民に対して費用負担や行政サービスの利用において不利益が生じていないかについて検証が必要である。

(4) 補強事情

同様の問題は全国的にも指摘されており、自治会に依存したごみ集積所管理の仕組みが、未加入者との間でトラブルを生じさせる要因となっているとされている。本件も同様の構造を有する可能性がある。

また、町担当者との令和8年5月1日の面談において、町から自治会に対し多数（41件）の依頼・協力量業務が存在する一方で、町として各町内会の業務全体を網羅的に把握しているものではなく、また各業務の法的根拠についても所管課ごとに個別に確認すべきものとされている旨の説明があった。さらに、自治会に対する地区運営費交付金等については、「祭り等の地域活動」を対象とするものであり、神道系宗教行事が含まれること、及び当該支出に関して特段の制約は設けられていない旨の説明があった。

本件地区運営交付金等は、地域活動一般を対象として包括的に交付されるものであり、支出対象の具体的内訳や使途について町が個別に把握・検証しているものではないと解される。そのため、宗教的活動を含む地域活動が一体として実施されている実態の下では、区分管理について、町による具体的確認体制が明確でない結果として、本来公金支出の対象とならない活動に対しても支出が及ぶおそれがある。本件は、特定宗教の是非を問題とするものではなく、包括的交付金について支出対象及び使途確認が十分行われているかという財務会計上の適正性を問題とするものである。

なお、請求人自身においても、本件と同様の構造の下で、町内会未加入による不利益を回避するため、長期間にわたり町内会費及び関連費用の負担を継続している実態がある。具体的には、

町内会加入に伴い、義務的費用である区費及び町内会費として年間約2,800円の負担を約20年間継続している。本件は個別事情にとどまらず、同様の構造が地域に広く存在する可能性がある。

このような負担は形式上任意団体への支出であるものの、行政サービスの利用や地域運営との関係において、実質的に参加回避が困難となり得る側面を有する。当該構造の下で自治会に対する公金支出が行われている場合には、その支出が住民の自由意思に基づく活動を前提としたものといえるかについても検証を要する。任意加入原則との関係において制度的な整合性に疑義を生じさせる事情の一例である。

本件は、支出対象及び使途について行政による具体的な把握及び検証が行われていない状態で包括的に交付されている点において、公金支出に求められる適正な管理を欠くものである。このような包括的交付にもかかわらず、使途に関する具体的な把握及び検証を行っていないことは、公金支出に伴う確認及び監督が十分であるかについて検証を要する。また、地方公共団体は、公金支出にあたりその使途及び適法性について相当の調査・確認を行うべき義務を負うところ、本件においてはこれが十分に尽くされているとは認め難い。

このような状況においては、当該交付金等は包括的に支出されるものであり、その一部において公益性について十分な検証を要する支出が含まれる可能性を否定できない。そして、当該交付金等は使途ごとに明確に区分管理されているものではなく一体として交付されている以上、その一部に違法又は少なくとも財務会計上不当な支出が含まれる可能性がある場合には、当該支出全体として財務会計上の適正性を欠くものと評価され得る。また、このような支出が継続している場合には、将来的にも同様の不適切な支出が反復されるおそれがある。以上の事情により、当該支出は地方自治法第242条第1項に照らし、財務会計上の適正性を欠くものと評価され得る。

したがって、本件交付金等支出については、財務会計上の適正性に疑義があり、少なくとも財務会計上不当と評価され得る。よって、当該金額全体について監査の対象として検証されるべきである。

(5) 小括

以上のとおり、行政サービスの一部が実質的に地域に委ねられ、かつ公平性の確保が不明確な状況の下で自治会に対する公金支出が行われていることから、当該支出について監査を行う必要がある。

3 求める措置

- 1 当該公金（地区運営交付金等）支出の適法性及び妥当性の監査
- 2 当該交付金等に係る支出実態及び使途管理状況の調査
- 3 必要な是正措置
- 4 当該交付金等の支出に係る基準及び管理体制の見直し等必要な改善措置

4 証拠方法

- 1 大磯町美化センター所長回答文書（令和8年2月18日付、請求人照会に対する回答）
- 2 予算関係資料（令和7、8年度自治会推進事業及び地域会館等維持管理事業）
- 3 宗教法人■■■■規則（第37条関係）
- 4 大磯町教育委員会 令和2年「■■■■調査報告書」
（■■■■の祭祀組織及び地域運用に関する記載部分）
- 5 ■■■■配布について（町内会における令和7年11月回覧資料）
- 6 ■■■■行事参加のお願い（氏子向け令和7年11月案内文書）
- 7 関連調査資料
 - (1) 福井新聞記事（自治会とごみ集積所利用に関する報道）
 - (2) 長野放送報道資料（自治会未加入者と行政サービスに関する事例）
- 8 面談記録（令和8年5月1日・住民協働係係長対応）
- 9 請求人作成資料「ごみ集積所利用に関する地域実態整理等」

第3 請求の受理

令和8年5月8日に受付した「大磯町職員措置請求書」による住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和8年5月13日付で受理した。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

本件監査請求の要旨及び事実証明書並びに事実を証する書面から、

- (1) 当該公金（地区運営費交付金等）支出
- (2) 当該交付金等に係る支出実態及び使途管理状況
- (3) 当該交付金等の支出に係る基準及び管理体制

以上の業務の執行が、違法又は不当な財務会計上の行為に該当するか否かを監査対象事項とした。

2 監査対象部署

町民福祉部町民課及び産業環境部美化センター

3 請求人による証拠の提出及び陳述

自治法第242条第7項に規定する証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人から令和8年5月26日付けで追加証拠の提出があり、同日、令和8年5月26日に請求人の陳述を聴取した。なお、追加証拠のうち、補充説明資料（決算報告書整理）は請求

人の陳述前に、令和6年度大磯町■■■■決算報告書は、請求人の陳述後に手交した。
陳述の内容は、以下のとおり（一部修正を加えた部分を除き、原文のとおり記載）。

陳述

まず冒頭に、一点だけ明確に申し上げます。

私は今回、「祭りをやめろ」とか、「神社を否定したい」という事を言っているわけではありません。

地域のお祭りや伝統行事には、長い歴史があって、地域コミュニティを支えてきた面もあります。

私が今回問題としているのは、「公金の管理」、そして、「行政と任意団体との境界線」です。もっと簡単に言えば、「町は、税金の使い道を、本当に確認しているのか」という問題です。今回、私は、令和7年度そして8年度に町から自治会へ支出されている地区運営交付金など、約2,634万円について監査を求めています。

町は、このお金を、「地域活動のため」として包括的に交付しています。

しかし実際には、その中に宗教行事を含む地域活動が存在しています。

ここで重要なのは、宗教の是非ではありません。

問題は、「町が、支出の中身をどこまで把握しているのか」という事です。

私は、かつて公務に携わり、また民間で会社経営にも関わってきました。

その経験から申し上げれば、現在の交付金の管理は、極めて曖昧です。

例えば、民間企業で、「地域のために使います」という説明だけで、毎年まとまったお金を支出して、しかも細かな使途確認をしていないとしたら、通常、経営として成り立ちません。まして、それが税金であるなら、なおさらです。

今回、町との面談でも、「町は自治会業務全体を網羅的には把握していない」あるいは「使途は包括的な地域活動として交付している」という説明がありました。

つまり、町自身が、「細かな中身までは十分確認していない」ことを認めているわけです。

その後、令和6年度■■■■決算報告書を確認したところ、一般会計の中に、神社祭礼費用だけでなく、神社役員報酬や氏子支援金など、宗教的活動の運営に関わる支出が含まれていることが確認されました。しかも、これらについては、従来個人負担であったものを、地域全体負担へ移行したとの説明を受けています。私は、ここに、任意団体、宗教的活動、公金、地域運営の境界線が、極めて曖昧になっている実態が現れていると考えています。私は、このような状態で包括的な交付金が支出されていることに、財務会計上の問題があると考えています。

そして、この問題は、単なる会計問題では終わりません。

大磯町では、ごみ集積所の維持管理が地域に委ねられています。

しかし、未加入者の利用については、明確なルールはありません。

町の回答でも、「利用者間の話し合いによる」とされていました。

一見すると、地域自治を尊重しているようにも見えます。

しかし、現実の住民感覚は、そんなに単純ではありません。

私は20年前、この地域へ転入した際、「町内会に入らないと、ごみ集積所は利用できない」という説明を受けました。

もちろん、現在、町が公式にそのような方針を出しているわけではありません。

しかし、「地域で話し合ってください」という構造の下では、住民は、「近所と揉めたくない」あるいは「ごみを出せなくなったら困る」という心理になります。

つまり、制度上は「任意」であっても、現実には強い地域圧力が働く。

私は、これを、「空気による強制」の問題、このように考えています。

人は、法律や命令だけではなく、地域の空気や人間関係によっても行動を左右されます。

私は、今回、まさにその問題を私は提起しています。

さらに、地域活動の中には、宗教行事が含まれています。

本来、宗教への参加や負担は、個人の自由意思に基づくものです。

しかし、地域運営、あるいは町内会、ごみ集積所、役割負担、こうした生活と密接に結びつく中で、「本当に自由意思と言えるのかどうか」という問題が生じています。

だからこそ、行政には、「どこまでが公の支出で、どこからが私的・宗教的活動なのか」を、丁寧に整理し、説明できる状態が必要です。

現在の状態は、地域活動、行政、公金、宗教的活動、その境界線が極めて曖昧です。

しかし、本来、「信教の自由」とは、自らの信念に基づき、自らの意思で支える対象を選ぶ自由です。

信仰を持つ人にとっても、持たない人にとっても、公金と宗教的活動との一線が曖昧なまま放置されることは、自らの意思に反する負担を強いることにつながりかねません。

これは、信仰の尊厳を守るという観点からも、決して望ましい状態ではないはずです。

私は、町内会を敵にしたいわけではありません。また、神社を否定したいわけでもありません。むしろ逆です。

行政、地域活動、宗教、それぞれが、お互いの境界線を守ることこそ、地域の信頼を守ることにつながる。

私はそう考えています。

曖昧なままにすることが、結果として、最も大きな不信を生みます。

しかし、私は、感情論を申し上げたいのではありません。

監査委員の皆さんにお願いしたいのは、この支出について、「本当に行政として説明可能な状態になっているのか」を、財務会計上の観点から、冷静に検証していただきたい、ということです。

私は今回、誰かを攻撃するためではなくて、行政の透明性と、住民の自由意思を守るために、この請求を行いました。

第5 関係課等への調査

監査対象部課等に関係書類の提出を求め、予備監査として令和8年5月22日に産業環境部美化センター所長、副所長兼施設係長及び町民福祉部町民課長、町民協働係長から、また、本監査として令和8年6月1日に産業環境部長、産業環境部美化センター所長、副所長兼施設係長及び町民福祉部長、町民福祉部町民課長、町民協働係長から、次のとおり事情聴取を行った。

(1) 産業環境部美化センター

- ①ごみ集積所の維持管理はどのように行っているか。
- ②ごみ集積所を利用することが出来ない町民がいる事実があるか。

(2) 町民福祉部町民課

- ①当該公金（地区運営費交付金等）支出は適法なものであるか。
- ②当該交付金に係る支出実態及び使途の確認を行っているか。
- ③当該交付金等の支出に係る基準及び管理はどうなっているか。
- ④面談記録の内容は間違いないか。

第6 監査の結果

1 事実の確認

監査対象事項に関し、請求人から提出された本件監査請求、請求人の陳述及び提出書類、関係課等の提出書類、調査内容、関係法令等から、次の事実を確認した。

(1) ごみ集積所について

一般廃棄物の収集は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第6条の2第1項において、市町村が行うこととされている一方で、同法第6条の2第4項において、土地や建物の占有者は市町村が行う一般廃棄物の収集・運搬及び処分に協力しなければならないとされている。

このことから、町内約900箇所あるごみ集積所の維持管理は、利用されている方々により行われている。

なお、それぞれのごみ集積所ごとに管理方法が異なるため、自治会未加入者のごみ出しの扱いを含め、どのような維持管理がなされているかまでは承知していない。

(2) 当該公金支出について

各補助金・交付金は、交付申請書及び実績報告書による確認が行われ、起案による決裁がなされている。また、管理委託料も、委託契約書の締結、管理報告書による確認が行われ、決裁がなされている。

なお、町交付要綱及び委託契約書に基づき、次のように支払われている。

名称	目的・対象等	支払日等
区長連絡協議会補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・各自治会の代表者である区長をもって組織する大磯町区長連絡協議会の活動に要する経費の一部を町が補助 ・補助の対象 <ol style="list-style-type: none"> (1)各自治会相互の連絡、調整及び協力連携に関すること (2)行政と自治会との連絡、調整及び協力連携に関すること (3)自治会活動の推進に係る調査及び研究に関すること (4)その他町長が適当と認めること ・補助金の額は、予算の範囲内において町長が別に定める額 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度 (予算額：528千円) 令和7年8月18日 ・令和8年度 (予算額：528千円) 令和8年6月8日
地区運営費交付金	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会及び町内会が地域住民の連帯意識の高揚と生活環境の整備を図るために行う事業に対し、事業費の一部を交付 ・交付金の交付対象 <ol style="list-style-type: none"> (1)町内会の運営に係る事業 (2)健康の増進に関する事業 (3)地域の文化的事業 (4)環境美化に関する事業 (5)交通安全及び防犯に関する事業 (6)関係機関等との強調事業 (7)その他地域住民の福祉の増進に関する事業 ・交付額は、予算の範囲内において人口、世帯及び面積を基にして算出 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度 (予算額：4,397千円) 令和7年6月17日 ・令和8年度 (予算額：4,397千円) 未支出

<p>地区活動費交付金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各自治会の代表者である区長の基礎的な活動を支援するため、町内 24 区長をもって組織する大磯町区長連絡協議会に交付金を交付 ・交付金の交付対象 (1) 自治会等相互の連絡及び調整に関すること (2) 地域の共通問題についての調査及び研究に関すること (3) 自主防犯など町民の生活安全に関すること (4) 社会福祉事業の推進及び生活環境の向上に関すること (5) 他の自治会等との協力連携に関すること (6) その他町長が適当と認めること ・交付金の額は、予算で定める範囲内とし、1 地区 100 千円を上限 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 7 年度 (予算額：2,400 千円) 令和 7 年 6 月 17 日 ・令和 8 年度 (予算額：2,400 千円) 令和 8 年 6 月 8 日
<p>管理委託料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町が所有する地域会館等の鍵の管理等について、地域の自主的な活動を促進し、地域住民の連帯感の育成及び地域文化活動の推進を図るため、各区長に委託 ([redacted]) ① [redacted]、② [redacted]、③ [redacted]、④ [redacted]、⑤ [redacted]、⑥ [redacted]、⑦ [redacted]、⑧ [redacted] (令和 8 年度のみ) ([redacted]) ⑨ [redacted]、⑩ [redacted]、⑪ [redacted]、⑫ [redacted] ([redacted]) ⑬ [redacted]、⑭ [redacted]、⑮ [redacted]、⑯ [redacted]、⑰ [redacted]、⑱ [redacted] ([redacted]) ⑲ [redacted] ([redacted]) ⑳ [redacted]、㉑ [redacted] 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 7 年度 (予算額：4,562 千円) 令和 7 年 6 月 9 日 ※④を除く 令和 7 年 6 月 17 日 ※④ ・令和 8 年度 (予算額：4,724 千円) 令和 8 年 5 月 27 日 ※①、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑫、⑬ 上記以外は未支出

	<ul style="list-style-type: none"> ・積算 基本額（一律）140 千円 建物面積加算 建物面積m^2×100 円 電気料加算 基本料金分 エアコン加算（一律）30 千円 下水道加算 基本料金分 その他加算（借地料補助） 	
<p>地区施設管理費補助金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における住民活動の拠点となる地区集会施設の維持管理に要する経費の一部を町が自治会等に補助 ・補助の対象 自治会等が所有する地区集会施設に対して自治会等が行う維持管理に係る事業 ①■■■、②■■■、③■■■、④■■■、⑤■■■（令和7年度のみ） ・補助金の額は、予算の範囲内において町長が別に定める額 ・積算 基本額（一律）140 千円 建物面積加算 建物面積m^2×100 円 電気料加算 基本料金分 エアコン加算（一律）30 千円 下水道加算 基本料金分 その他加算（借地料補助） 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度 （予算額：884 千円） 令和7年6月27日 ・令和8年度 （予算額：723 千円） 令和8年6月8日

<p>地区施設整備費補助金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における住民活動の拠点となる地区集会施設の改修等に要する経費の一部を町が自治会等に補助 ・ 補助の対象 自治会等が所有する地区集会施設に対して自治会等が行う改修等に係る事業 ・ 補助金の額は、予算の範囲内において町長が別に定める額 ・ 交付基準 躯体 2/3 (上限 1,500 千円) 畳替え 2/3 フローリング、障子の交換等 1/2 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 7 年度 (予算額 : 316 千円) 令和 7 年 10 月 27 日 ※ [REDACTED] ・ 令和 8 年度 (予算額 : 484 千円) 未支出 ※ [REDACTED] を予定
-------------------	---	---

(3) 当該交付金等に係る支出実態及び使途の確認について

地区運営費交付金等の支出について、住民自治の理念の下、住民が自主的に組織する任意の団体である自治会の自主的な運営を行政が全て把握・検証することは難しいが、申請時や実績報告時に地域総会の資料等を提出してもらい、事業内容や費用内訳が適正であるかどうか使途の確認を行っている。

また、自治会の決算報告により、事業が目的通り実施されたかを確認している。

(4) 当該交付金等の支出に係る基準及び管理について

地区運営費交付金等の支出に係る基準は、「(2) 当該交付金支出について」にあるように、各交付要綱及び契約書の中で示されている。

また、地区運営費交付金等の支出に係る管理については、申請書類と実績報告書を照合し、総会資料に記載された事業内容や費用内訳が適正であるかどうかを確認している。

(5) 面談記録について

請求人からの提出された事実証明書中、4 証拠方法の 8 面談記録にある神道系宗教行事が含まれること、及び宗教活動への支出制限に制約はない旨の説明があったとの記載は、交付金等の対象である自治会主催の盆踊りや夏祭りなどの慣習的な地域の文化的事業として使われているという趣旨で回答しており、町民との協働によるまちづくりに欠かせない、宗教活動を除く自治会活動の経費の一部に対して町交付要綱等に基づき公金支出をしているとの認識である。

2 監査委員の判断

(1) 令和 7、8 年度に支出及び支出予定の「自治会推進事業及び地域会館等維持管理事業の地域の事業」に対する当該公金（地区運営費交付金等）支出について、次のよう

に判断する。

- ① まず、公金の支出先である自治会は法定組織ではなく、住民自治の下、住民が自主的に組織する任意の団体であり、地域住民が連帯意識をもって安全かつ快適な日常生活を営むことができる環境づくりを共同の目標とした公共的な組織である。つまり、この組織は、物的側面（地域性）と人的側面（共同性）をあわせもった町民の自治組織で、より良い地域社会の実現を願い、安全性、快適性など、町民が自らの手で民主的に組織し、運営しているものである。また、住民自治の基本的理念を基調とした町民のための町民自身の活動であり、この活動を通じて行政との間に適切な調和と協力を保持し、地域住民の意向を反映させながら、自治会独自の活動を効果的に果たす役割をもち、その性格は公共的団体に相当するものであるといえる。こうしたことから、自治会は、行政だけでは解決できない地域の多様な課題を解決することや、町民との協働によるまちづくりを進める上で必要不可欠な組織であり、大磯町自治基本条例（平成23年大磯町条例第9号。以下「町条例」という。）第13条第4項及び大磯町第五次総合計画後期基本計画の部門12に基づき、第6監査の結果中、1事実の確認の（2）に示した目的を遂行するため、町が支援及び助言することとしている。
 - ② 次に、請求人が述べる監査対象となる公金は、令和7年度の区長連絡協議会補助金、地区運営費交付金、地区活動費交付金、管理委託料、地区施設管理費補助金、地区施設整備費補助金並びに令和8年度の区長連絡協議会補助金、地区運営費交付金、地区活動費交付金、管理委託料、地区施設管理費補助金、地区施設整備費補助金であり、各交付要綱及び委託契約書に基づき、所要の手続きを経て支払われており、違法又は不当に該当する点は見当たらない。
- (2) 令和7、8年度に支出及び支出予定の「自治会推進事業及び地域会館等維持管理事業の地域の事業」に対する当該交付金等に係る支出実態及び使途管理状況について、次のように判断する。
- ① 例として請求人が述べる「集積所の維持管理は地域住民に委ねられ、町内会未加入者の集積所利用について明確なルールは設けられておらず、未加入者に対し実質的な不利益が生じ得る構造となっている。」ことについては、廃掃法第6条の2第1項で、一般廃棄物の収集・運搬及び処理は市町村が行うこととされている一方で、同法第6条の2第4項において、土地や建物の占有者は、市町村が行う一般廃棄物の収集・運搬及び処分に協力しなければならないとされており、集積所の維持管理は、利用する方々で行われるべきものである。
また、それぞれの集積所により維持管理方法が異なるため、利用者負担によるごみ集積ボックス等を設置している場合、町内会未加入者に限らず一定の負担等を求められることは想定されるが、町としてごみ集積所は、町民であれば誰でも利用できるものであることを関係課等の調査の中で確認した。

しかし、監査対象である当該交付金等が、ごみ集積所の維持管理費に充てられているかどうかを調査の結果から判断することは難しい。

- ② 次の例として請求人が述べる「公金が、宗教活動を含む地域運営に支出されている場合、当該活動に参加しない住民に対して行政サービスの利用に不利益が生じる得る構造となっている。」ことについては、日本国憲法（昭和 21 年公布）第 20 条及び第 89 条の規定による政教分離の原則において、国家及び地方公共団体は宗教的活動に対して中立を保持し、公の支配に属しない事業に対し、公的資金を支出してはならないとされている。一方、自治会による神社祭礼行事は、地域共同体の祭祀を中心として発展してきたという歴史的経緯からも、理解できることであり、それは永く氏子制度として残り、今日においてもそのような観念形態が自治会の内部に継承されているものと推察する。

しかし、監査対象である当該交付金等の支出対象は、自治会による行事のひとつである祭りなどであり、社会通念上、地域の文化的・伝統的なものとして、地域住民がみんなで楽しむレクリエーション的なものと捉えるのが妥当と考える。

さらに、監査対象である当該交付金等は、公共的な組織である自治会の運営に係る対象経費の全てではなく、あくまでその一部に対し支出しているものであり、所要の手続きの中で、町は宗教活動を除外した交付対象とする経費の確認を行っている。

以上のことから、当該交付金等の支出に係る手続きは、適正に行われているものと判断でき、違法又は不当に該当する点は見当たらず、是正・改善の必要は認められない。

- (3) 令和 7、8 年度に支出及び支出予定の「自治会推進事業及び地域会館等維持管理事業の地域の事業」に対する当該交付金等の支出に係る基準及び管理体制について、次のように判断する。

- ① 請求人が述べる「当該交付金等の支出に係る基準」については、当該交付金等の各要綱及び委託契約書において、対象となる経費が示されており、その内容について違法又は不当に該当する点は見当たらず、是正・改善の必要は認められない。
- ② 次に請求人が述べる「当該交付金等の支出に係る管理体制」については、所要の手続きの中で、自治会の運営に係る対象経費を確認し、起案・決裁等を行い、適正な処理及び管理の上で支出がなされていることから、違法又は不当に該当する点は見当たらず、是正・改善の必要は認められない。

3 結論

以上の判断により、本件監査請求の対象とする、令和 7、8 年度に支出及び支出予定の自治会推進事業及び地域会館等維持管理事業の地域の事業に対する「当該公金（地区運営費交付金等）支出」、「当該交付金等に係る支出実態及び使途管理状況」、「当

該交付金等の支出に係る基準及び管理体制」の業務の執行について、請求人の主張には理由がないものとして、これを棄却する。

第7 意見

監査の結果及び監査委員の判断に当たり、次のとおり意見を付する。

本件監査請求に係る措置の必要は認められないが、自治会の民主的かつ能率的な運営とその健全な発展をはかるためにも、町は、町条例第13条第4項の規定に基づき、自治会に対し、今一度、制度についての説明を行うなど、適切な助言に努めることを期待してやまないものであることを付言する。